## CKDQ&A【登録医・腎臓診療医について】

問い合わせ内容	回 答
CKD登録医になるためには、どうしたらよい	CKD予防ネットワークが主催する説明会を受講し、登録
でしょうか。	承諾書(様式4)を事務局に提出してください。同じ病院
	に、既にCKD登録医として登録されている方のいる場合
	は、その方を講師とした研修会を受けていただいてもかま
	いません。その場合は様式4と、様式4(別紙)を提出し
	てください。
CKD登録医について、同じ病院の複数の医師	医師が複数の機関では、登録承諾書(様式4)に代表の医
を登録する場合も、全員分の登録承諾書が必要	師名を記入し、他に登録する医師は、別紙の一覧表(様式
でしょうか。	4別紙)に名前を記入して提出してください。
CKD登録医になるメリットは何でしょうか。	①登録医一覧を見ての受診があり、新規受診者の増加があ
	ります。
	②診療している患者様の腎機能障害について、腎臓診療医
	から専門的な診断・治療方針を聞くことができます。
	③診療している患者様の腎機能障害について、腎臓診療医
	に依頼し、患者教育・食事指導を実施してもらえます。
	④管理栄養士派遣制度が利用でくいます。
CKD登録医になると、何年かに1度必須の研	特に必須の研修はありませんが、各種研修会や、CKD予
修を受けないといけないのでしょうか。	防イベントには積極的に参加して欲しいと考えています。
	今後、CKD登録医と腎臓診療医を対象にした、CKD予
	防ネットワークが主催する研修会を年1回実施予定です。
	また、鹿児島市CKD予防ネットワーク報告書を年1回発
	行し、情報提供をしていく予定です。
腎臓診療医になるには、何か条件があるのでし	腎臓診療医として登録するには、次の両条件を満たし、C
ようか。	KD予防ネットワークに登録する必要があります。
	①腎臓専門医か透析専門医であること。
	②鹿児島市が指定する専門的なセミナーを受講すること。
腎臓診療医の勉強会等、定期的な集まりはある	3~4か月に1回、定期的な勉強会を実施しています。
のでしょうか。	
腎臓診療医が、CKD登録医を兼務することは	できません。腎臓診療医は、より専門的な診療を行う医師
できませんか。	として認定しており、診療のより困難な例やCKD登録医
	の指導といった、本来の腎臓診療医業務に従事していただ
	きたいと考えています。また、腎臓診療医が登録医を兼ね
	てしまうと、患者様の集中にもつながり、本来の腎臓診療
	医としての活動に支障が生じることも危惧されます。

問い合わせ内容	回 答
同じ病院に、CKD登録医と腎臓診療医が在籍	問題ありません。CKD登録医と腎臓診療医の両者がいる
してもいいのでしょうか。	ことで、病院内での患者紹介を活発化することができま
	す。